

第4回 精神科救急医療体制に関する検討会	
平成23年9月9日	資料1－1

精神科救急医療体制に関する検討会

報告書（案）

平成23年9月〇日

はじめに

精神疾患患者数は、患者調査によると、平成１１年に約１７０万人であったものが、平成２０年には約３２３万人に増加しており、疾患別にみると、うつ病を含む気分障害や認知症が増加している。

精神科救急医療体制の整備については、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、平成７年度に「精神科救急システム整備事業」を創設し、精神科救急情報センター機能の整備等を行ってきたが、さらに、幻覚・妄想・興奮など激しい症状を有する精神疾患患者を２４時間３６５日の診療体制で受け入れることができるよう、平成１７年度には「精神科救急医療センター事業」を創設し、初期から三次までの精神科救急医療体制の整備を図ってきた。

平成２０年度からは、身体疾患を合併する精神疾患患者等の受け入れ体制について、未整備の地域があることや、夜間・休日の相談対応等について、地域による差が大きいこと等から、身体疾患を合併する精神疾患患者を含め２４時間対応する情報センターの機能強化、身体合併症対応施設の創設等の地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化するため、前述の二つの事業を再編し、「精神科救急医療体制整備事業」を創設して精神科救急医療体制の一層の整備を進めてきた。

精神科救急医療体制の状況については、平成２２年度で、精神科救急医療圏１４８カ所、精神科救急医療機関１０６９施設（常時対応、輪番対応及び外来対応を含む。）となっている。

夜間・休日における精神科救急情報センターへの電話相談件数は、平成１７年度約８万件であったが、平成２１年度は約１３万件であり、約１．５倍に増加している。また、夜間・休日の受診件数、入院件数については、平成１７年度はそれぞれ約３万件、約１万２千件であったが、平成２１年度はそれぞれ約４万件、約１万５千件で、いずれも増加しており、精神科救急医療体制の充実・強化が課題となっている。

以上のような課題を踏まえ、平成２２年、精神保健福祉法の一部改正により、都道府県による精神科救急医療体制の努力義務（精神保健福祉法第１９条の１１）が法律上位置づけられ、平成２４年４月から施行されることとなっている。

法律の施行にあたっては、各都道府県が整備すべき精神科救急医療体制の具体的な内容や、自治体、精神科医療機関、精神保健指定医のそれぞれの役割等について、一定の方針を示す必要があることや、近年、うつ病や認知症の増加等により、身体疾患を合併する精神疾患患者が増加しており、その受入体制を確保する必要があること等から、本年５月に、精神科救急医療の有識者や自治体関係者からなる本検討会が設置された。

本検討会では、精神科救急医療の内容について、以下の二つに分けて、必要となる医療体制の具体的な内容や、自治体や精神保健指定医の役割等について、有識者からのヒアリングを踏まえながら議論を行った。

- （１）精神障害者の緊急時における精神保健福祉法に基づく公的機能としての精神科救急医療体制
- （２）身体疾患を合併している精神疾患患者に対する一般救急医療との連携を踏まえた医療機能としての精神科救急医療体制

これまで計４回の議論を重ね、今後整備すべき精神科救急医療体制の基本的な考え方や対応策等について、以下にまとめたので報告する。

1. 都道府県が確保すべき精神科救急医療体制

(1) 基本的考え方

○ 精神科救急医療体制は、

- 1) 重症の救急患者に良質な医療を提供する
- 2) 精神疾患・障害に起因する重大行為を未然に防止する
- 3) 在宅患者の地域生活維持を支援する※

ことを目標に、すべての都道府県において、これらが達成できるような精神科救急医療体制を整備する必要がある。

※外来や相談・訪問による対応など、症状の再燃による重症化を防止し早期に医療に繋げる取り組み等が含まれる

○ 精神科救急医療体制を継続的・安定的に提供していくためには、行政機関、病院・診療所を含む精神科医療機関、一般医療機関、患者、家族、地域住民等の関係者が、協力・連携していく必要がある。このため、精神科救急医療に関する連絡調整委員会を、全県的又は精神科救急医療圏ごとに開催し、地域の精神科医療機関の医療機能や搬送受入の判断基準、具体的な事例に関する情報共有を図る必要がある。

○ また併せて、精神科の救急患者、精神科救急医療機関、身体疾患の合併等の認識が、関係者の立場によって異なるとの指摘があることから、精神科救急医療に関する連絡調整委員会等において、それらの定義を明確化し、共有していく必要がある。

(2) 各論

1) 精神科救急医療システムの確保・維持

精神科救急医療システムは、地域において、幻覚・妄想・興奮などの激しい精神症状を有する患者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するためのシステムであり、都道府県は、24時間365日、搬送や入院が可能な体制を確保する必要がある。

当該システムを確保・維持するため、一部の精神科医療機関だけでなく、常時対応、輪番対応、後方支援、外来対応、自院の患者への夜間・休日の対応等のそれぞれの立場で、すべての精神科医療機関が参加・協力すべきである。

また、外来対応については、大都市圏のように夜間・休日の患者数が多い地域では、常時型外来対応施設を設置すべきである。

なお、精神科救急医療システムへの精神科医療機関の参加・協力に関しては、輪番への参加頻度などの対応状況について評価を行う必要があると考えられる（関連：3.（2）3）。

2）精神医療相談窓口、精神科救急情報センターの整備

精神科救急医療システムを、継続的・安定的に維持するためには、できるだけシステムに負担をかけないように、患者の緊急性に応じて適切なサービスにつなげることが重要である。

このため、夜間・休日の相談窓口を設置し、必要な対処法や救急受診の要否等について助言することや、救急情報センターを設置し、患者の状態に応じて対応可能な機関（医療機関、警察等）につなぐこと等が有用と考えられることから、すべての都道府県において、24時間365日（夜間・休日に）対応できる精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターを設置する必要がある（平成22年度の実施都道府県数：相談窓口34カ所、情報センター37カ所、両方設置29カ所、両方未設置5カ所）。

また、精神医療相談窓口と精神科救急情報センターとは機能が異なるため、それぞれ別に設置することが望ましいが、同一の組織で対応する場合には、相談窓口の機能が一般の精神疾患患者からの医療相談を受けるものであることを明確にした上で、相談窓口の開設時間等の情報について、関係機関だけではなく、幅広く周知を図り、一般の精神疾患患者が安心して相談できるような体制の構築を目指すべきである。

都道府県は、精神医療相談窓口や精神科救急情報センターが必要な機能を果たせるよう、精神保健福祉士等の専門職の配置、対応マニュアルの整備、相談員の質の向上のための研修等の取り組みを推進すべきである。

精神科の医師は、精神医療相談の中で、医師の判断が必要になった場合に、速やかに対応できるよう、精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの対応体制（オンコール体制を含む。）に積極的に協力すべきである。また、都道府県等の要請の応じて行うこれらの業務は、精神保健福祉法に定める業務の一環（改正後の法19条の11第2項）としてみなされるものと考えられる。（関連：1.（2）4）

3）精神科医療機関の役割

長期間・継続的に診療が必要となる精神疾患患者については、日常診療においてはもとより、救急患者においては、より患者の経過や治療に関する情報が必要であり、主治医の役割が重要となる。

このため、各精神科病院は、継続して診療している自院の患者やその関係者からの相談等について、夜間・休日においても対応できる体制を確保し、必要に応じ、診療できる体制を確保すべきである（ミクロ救急体制の確保）。さらに、自院での対応が困難な救急患者が発生

した場合にも円滑に対応できるよう、あらかじめ依頼先となる連携医療機関を確保し、判断基準、患者情報の共有、手続き等について調整しておく必要がある。

各精神科診療所については、継続して診療している自院の患者やその関係者からの相談等について、少なくとも準夜帯に関しては、精神科医やスタッフ等によるオンコール体制等により対応できる体制を確保し、必要に応じ、診療できる体制を、可能な限り確保することが望ましい。

それが困難な場合は、地域の実情に応じて相談窓口や情報センターと連携しつつ、継続して診療している自院の患者に関する情報センター等からの問合せについては、夜間・休日においても対応できる体制を確保すべきである。さらに、自院での対応が困難な救急患者が発生した場合にも円滑に対応できるよう、あらかじめ依頼先となる連携医療機関を確保し、判断基準、患者情報の共有、手続き等について調整しておく必要がある。

常時対応、輪番対応及び外来対応を行う精神科救急医療機関は、自院の患者に加え、初診の精神疾患患者にも、適切に対応する必要がある。また、救急医療体制の継続的な確保のため、その他の精神科医療機関は、後方支援医療機関として精神科救急医療機関と連携し、急性期後の精神疾患患者の受け入れに協力する必要がある（精神科医療機関間の縦列モデル）。

4) 精神保健指定医の役割

精神保健指定医は、平成22年度13,374名いるが、そのうち、常勤の病院勤務医である指定医は、6,300名余りとなっている。

精神科救急医療体制の確保にあたり、精神保健指定医の果たすべき役割として、病院勤務医については措置入院等の業務に、診療所の

医師については措置診察等のオンコール体制等の業務に、公務員としての職務（第19条の4第2項）として積極的に協力すべきである。

加えて、精神保健指定医である診療所の医師については、地域の精神科救急医療システムにも参画し、精神科救急医療体制の確保に協力すべきである。具体的には、地域の精神科救急病院の当直体制への協力、精神医療相談窓口への協力、夜間・休日における外来対応施設への協力、精神科のない救急医療機関への協力等が考えられ、都道府県等の要請に応じて、これらの業務を行う場合については、精神保健指定医の業務の一環（改正後の法19条の11第2項）としてみなされると考えられる。

2. 身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制の確保

（1） 基本的考え方

- 身体疾患を合併する精神疾患患者については、医療機関への受け入れまでに、通常の場合に比べて長時間を要している状況にあり、この要因としては、精神科救急医療機関では身体疾患の救急対応に必要な体制を常態として有せず不慣れであること、一般救急医療機関では精神疾患の救急対応に必要な体制を常態として有せず不慣れであることや、意識障害など身体症状が重症の場合は受入先の選択は比較的容易であるが、どちらも中程度である場合などはどちらを優先するかルールがないため受入先の選択が困難となること等が指摘されている。
- 身体疾患を合併する精神疾患患者への対応としては、精神科と身体科の両方を有する医療機関による対応（並列モデル）と、精神科医療機関と一般医療機関との連携による対応（縦列モデル）とが考えられるが、それぞれのモデルの機能の違い及び地域性を勘案しながら、各

都道府県において、身体疾患を合併する精神疾患患者にも対応できるような精神科救急医療体制を確保する必要がある。

- **縦列モデル**：精神疾患患者については、長期的・継続的な診療が必要となる。そのため、すでに精神科医療機関を受診している患者については、当該精神科医療機関が、主治医として支援することを前提に、身体疾患の治療が必要になった場合には、精神症状及び身体症状の程度に応じて、連携医療機関と調整を行い、受入先の確保等を行う必要がある。

また、身体疾患で救急医療機関を受診した患者が、精神科医療が必要と考えられる場合には、救急医療機関での身体疾患の治療後に患者を円滑に受け入れられるよう、精神科医療機関は、日頃から、地域の救急医療機関との情報共有や連携を図る必要がある。

- **並列モデル**：身体症状及び精神症状の両方とも中程度以上で急性期の対応が必要な患者、複数の疾患を合併し同時に複数の専門医療の提供が必要な精神疾患患者、特殊な疾患により専門医療が必要な精神疾患患者については、精神科を有する救急対応可能な総合病院（救急病棟の患者に対する精神科の診療協力が可能な総合病院）において受け入れることを原則とすべきである。

（２）各論

１）精神科医療機関と一般医療機関の連携強化

身体疾患を合併する精神疾患患者への救急対応については、身体症状及び精神症状の状態を評価した上で、治療を優先すべき症状に対応できる一般又は精神科の救急医療機関が患者を受け入れるとともに、他方

(精神科又は一般)の医療機関がその診療を支援する体制を構築する必要がある。

身体疾患を合併する精神疾患患者が、身体疾患の治療を優先させる必要がある患者（入院医療が必要な患者等）の場合は、身体疾患の状態に応じて対応可能な救急医療機関が受け入れを行い、精神症状の状態に応じて精神科医療機関が診療支援を行うことや、精神科の入院医療が必要な場合には、後方支援医療機関として、身体疾患の治療後の患者を受け入れることを原則とすべきである。

身体疾患を合併する精神疾患患者が、身体症状が軽症であり、精神症状の治療を優先させる必要がある患者は、必要に応じて一般医療機関が診療支援を行いつつ、精神科医療機関が対応することを原則とすべきである。

このため、精神科医療機関は、地域の救急医療機関と連携体制を構築し、連携先の救急医療機関との間では、転院の判断基準や患者情報の共有、必要な手続き等についてあらかじめ調整しておく必要がある。

しかし、精神科医療機関と一般医療機関では、医療機関が有する診療体制が異なるため、受け入れ可能な患者の状態の判断等についても、現状では異なる場合が多いと考えられる。

したがって、連携体制の構築にあたっては、身体疾患の治療後の精神疾患患者の受入れや転院の判断基準について、各地域において、精神科医療機関と一般医療機関間でそれぞれの診療体制や医療機能を確認しながら事例を積み重ねていくことが重要である。

また併せて、精神科医療機関は、必要に応じて連携先の救急医療機関への診療支援を行う（精神科医の訪問等による診療協力）とともに、身体疾患の治療後は精神疾患患者を円滑に受け入れる必要がある。

なお、精神科医療機関での受け入れ後に、身体症状が再び重症化する可能性がある場合には、精神科医療機関と一般医療機関は診療連携を一

層強化して、個々の事例に応じた最適な医療環境を提供できるよう努めるべきである。

以上のような、精神科医療機関と一般医療機関との間で、患者紹介、診療支援、転院等が円滑に行われるための対応策を検討すべきである。

都道府県は、医療機関間での有機的な連携体制構築のため、地域又は連携医療機関間において、精神科と身体科の両方の関係者が参加する協議会の開催や情報共有の取り組み（GP 連携事業等）、事例検討会等の従事者の研修、精神科と身体科との連携のためのクリティカルパス作成等の取り組みを推進すべきである。

※ GP 連携事業とは、一般診療医と精神科医との間での情報交換等や、紹介・相談・連絡の仕組みを作り患者紹介を円滑にする取組（大阪府）、精神医療の情報センターを設置し、一般診療科等からの相談に応じて、精神科の専門医を紹介する取組（兵庫県神戸市）などの取組を指す。

地域の連絡調整委員会等においては、「精神科救急患者」、「身体疾患の合併」、身体症状や精神症状の「重症度」等に関する定義を明確にしつつ、受入れや転院の判断基準について、精神科医療機関だけでなく、一般医療機関、警察、消防、保健所等の救急医療関係者と認識を共有する取り組みが必要である。

なお現在でも、都道府県は、消防法第 35 条の 5 第 1 項による「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」において、地域の実情に応じて、精神疾患の基準を策定できる取り扱いとなっている。（平成 23 年 9 月現在の各都道府県の策定状況：基準策定済 45 カ所、うち、精神疾患の基準有り 32 カ所）。

2）総合病院精神科の役割の明確化

総合病院精神科が徐々に減少しているという状況を踏まえ、総合病院精神科がその役割を十分発揮できるよう、総合病院精神科で受け入れる救急患者は、精神症状と身体症状の両方とも中程度以上で急性期の対応が必要な患者や、複合的な専門治療等が必要な患者等が優先されることを明確にする必要がある。また、総合病院精神科での治療後は、地域の精神科医療機関がその後方支援医療機関として円滑に患者を受け入れ、長期的・継続的な視点から患者の診療を担うべきである。なおその際、身体疾患の状態によっては、必要な診療を継続できるよう調整する必要がある。

総合病院精神科は、精神疾患患者の退院調整等を円滑に行えるよう救急病棟等に精神保健福祉士等の配置を推進し、また、精神科病棟以外の精神疾患患者への診療について、精神症状の評価や薬物療法、退院調整等で積極的に協力できるよう精神科医、看護師、薬剤師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者等からなる精神科専門チームの配置についても検討すべきである。

総合病院精神科である大学病院等は、重症な身体疾患を合併する精神疾患患者を受け入れる精神科救急医療機関として、地域の精神科救急医療システムに協力し、一定の役割を担うべきであり、そのための対応策を検討すべきである。

3) 従事者の対応力向上

身体疾患を合併した精神疾患患者の受け入れを促進するためには、精神科と身体科の両方の従事者の対応力の向上が求められる。このため、精神科の医療従事者向けの身体疾患への対応力向上の取り組み、及び身体科の医療従事者向けの精神疾患への対応力向上の取り組みを推進する必要がある。

例えば、すでに救命救急センター等において自殺未遂者への対応マニュアルが作成されているが、その他の領域についても、研究等を通じてマニュアルや研修カリキュラム等の作成を検討すべきである。

3. 評価指標の導入

(1) 基本的考え方

精神科救急医療は、地域の実情に応じて、ニーズは様々であり、求められる医療機能も多様であるが、どの地域においても、患者・家族や地域住民が安心して生活を送れるような体制を整備する必要がある。そのため、一定の目安となる指標を開発・導入し、各地域において指標を活用して評価を行うことで、すべての都道府県においてより質の高い精神科救急医療体制の整備を推進する必要がある。

(2) 各論

1) 精神科救急医療体制整備事業の評価

厚生労働科学研究班で示された評価項目等を参考とし、各都道府県の精神科救急医療体制事業の実施状況等について、定期的に評価を行い、その結果を公表することを検討すべきである。

※ 事業内容の評価項目の例：対応事例の範囲、相談窓口の体制、情報公開、連絡調整委員会の状況、情報センターの運営・時間・対応手順・対応件数等の状況、精神科救急医療圈ごとの状況、身体合併症対応体制 等

2) 精神科救急医療機関の医療の質や隔離拘束水準のモニタリング

三次救急を担う精神科救急医療機関（常時対応型精神科救急医療施設、精神科救急入院料届出医療機関）については、措置診察や隔離拘束等に係る精神科医療を担う主な医療機関であるため、医療の質の向上とその標準化を図る観点から、治療内容や退院率等について個別医療機関ごとに相互評価できるような体制（例えば、行動制限データベース（eCODO※）の活用等）の推進や、それらの評価指標の活用等について検討すべきである。

※ eCODO センターシステム（Coercive measures Database for Optimization）：日本精神科救急学会と国立精神・神経医療研究センターが共同で開発した、精神科における臨床指標を用いた質管理のためのシステム。精神科急性期病棟群の患者データベース（PQR）と行動制限データベース（SRD）がある。

3）精神科医療機関の精神科救急医療システムへの参画の評価

精神科救急医療システムに参画している精神科医療機関については、受入実績等の報告を求めているが、それらの分析を行い、精神科救急医療体制の充実に活用することが望ましい。具体的には、調査研究を通じて、精神科救急医療体制への貢献の状況等が把握できるような評価指標の開発が必要である。

また、精神科医療機関の評価にあたっては、質の高い精神科医療サービスや福祉サービス等が提供されている地域や、精神科救急医療システムを介さずに自院の患者を受け入れている地域等においては、夜間・休日に受診する精神疾患患者や措置入院等は必ずしも多くないと考えられることから、救急の受診件数や措置入院等の件数のみに着目するのではなく、精神科救急医療システムに参画していること等の質の向上につながる新たな評価指標を検討すべきである。

なおその際、精神科救急医療機関から急性期後の患者の受け入れに協力している後方支援医療機関についても、精神科救急医療システムの維持に一定の役割を担っていることに留意する必要がある。

今後に向けて

本検討会において、有識者のヒアリングを踏まえながら、今後、各都道府県で整備すべき精神科救急医療体制の具体的内容、身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制の確保、精神科救急医療機関の質の評価等について、専門的見地からの意見を取りまとめた。

精神保健医療福祉分野では、現在、精神障害者アウトリーチ推進事業や、相談支援等の福祉サービスの充実など、地域での生活を支えるための様々な取り組みが進められている。こうした中で、精神科救急医療体制は、緊急時の医療対応の受け皿となるものであり、地域生活を支える医療サービスとして、今後ますます、その重要性が高まると考えられる。

今後は、本報告書の内容を踏まえて、地域の精神科医療機関、一般医療機関、保健所、精神保健福祉センター、地方自治体等の関係者が協力・連携して、ひとつひとつ着実に実践されていくことを期待する。

構成員

木下 栄作	岐阜県健康福祉部保健医療課長
杉山 直也	財団法人復康会沼津中央病院 院長
千葉 潜	医療法人（財団）青仁会青南病院 理事長
平田 豊明	静岡県立こころの医療センター 院長
平安 良雄	横浜市立大学附属市民総合医療センター 病院長
三上 裕司	社団法人日本医師会 常任理事
三野 進	みのクリニック 院長
吉邨 善孝	社会福祉法人済生会横浜市東部病院 精神科部長
渡 路子	宮崎県福祉保健部精神保健福祉センター 所長

（五十音順）

検討経緯

第1回 平成23年5月26日

議題 精神科救急医療体制の整備状況について

第2回 平成23年6月17日

議題 医療機能としての精神科救急の現状と課題について

有識者 三宅康史氏（昭和大学医学部救命救急センター）

野田寿恵氏（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所社会保健研究部）

第3回 平成23年7月28日

議題 公的機能としての精神科救急医療の役割について

有識者 横川弘明氏（医療法人二本松会山形さくら町病院）

澤温氏（医療法人北斗会さわ病院）

第4回 平成23年9月9日

議題 報告書（案）について